自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置、維持管理及び使用に関する調査結果報告書

平成 24 年７月

総務省長野行政評価事務所

前　書　き

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定されている自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の使用は医療行為に当たるため、従来は、医師、救命救急士等にのみ使用が許されていたが、平成 16 年の「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知）により、緊急時において、ＡＥＤの使用に必要な講習を受けていることなど一定条件の下、非医療従事者による使用が認められた。

これに併せて、厚生労働省では、ＡＥＤ普及啓発事業により、都道府県が実施するＡＥＤの使用に関する講習及び適切な管理等を行うための設置場所等の情報収集に対する財政支援を実施している。また、ＡＥＤの設置に当たっては、次世代育成支援対策施設整備交付金による民間保育所への設置や中小商業活力向上事業（経済産業省補助事業）による全国の商店街への設置など各種の国庫補助事業による設置の拡大が図られている。

一般市民が使用可能とみられるＡＥＤの販売台数をみると、平成 16 年には累計 1,097 台であったが、22 年には累計 251,030 台となっており、ＡＥＤが急速に普及している状況がうかがえる。また、一般市民によるＡＥＤの使用実績も、平成 17 年には全国で 92 件（長野県０件）であったが、22 年には全国で 1,298 件（同 12 件）と増加しており、一般市民による除細動が実施された症例では、それが行われず救急隊によって除細動が行われた症例に比べ、１か月後の生存率が 1.6 倍高いとの結果が出ていることからも、ＡＥＤのより一層の普及が望まれている。

しかし、ＡＥＤの設置は、法的な義務付けがなく、国、地方公共団体、民間事業者の「任意」で行われ、ＡＥＤの設置が望ましい場所に必ずしも設置されていない現状となっている。平成 23 年８月に長野県内で日本フットボールリーグ所属チームのサッカー選手が練習中に急性心筋梗塞を発症し、その後死亡した事例では、練習場にＡＥＤが設置されておらず、ＡＥＤによる救命処置が適切にとられれば、死亡することはなかったのでないかと指摘されている。

また、ＡＥＤが設置されている場合でも、適切な管理がされなければ、必要時にＡＥＤが使用できない事態も起こりうることから、日常的にＡＥＤを点検し、管理を徹底することが必要である。

さらに、厚生労働省は、ＡＥＤ設置者に対し、一般財団法人日本救急医療財団に設置情報を登録することを求めているが、登録数が伸び悩んでいることや、都道府県等が独自に行っている情報提供内容と齟齬をきたしている状況もみられる。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、ＡＥＤの設置及び適切な管理を推進する観点から、国の庁舎等の施設及び国庫補助対象施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査し、関係行政の改善に資するとともに、地方公共団体関連施設及びその他公共施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況について、その実態を調査する。

目　次

第１　調査の目的等 ····· 1

第２　調査結果····· 2
１　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況 ····· 2
(1) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの設置の適正化 ····· 2
(2) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの維持管理の適正化 ····· 8
(3) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの一般財団法人日本救急医療財団への登録の促進等 ····· 12
(4) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの使用に関する講習の励行 ····· 16
(5) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの使用状況 ····· 21
２　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況 ····· 23
(1) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの設置状況 ····· 23
(2) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの維持管理状況····· 25
(3) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの一般財団法人日本救急医療財団への登録状況等····· 32
(4) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの使用に関する講習の実施状況 ····· 35
(5) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの使用状況 ····· 37

第１　調査の目的等

１　目的

この調査は、ＡＥＤの設置及び適切な管理を推進する観点から、国の庁舎等の施設及び国庫補助対象施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査し、関係行政の改善に資する。

また、地方公共団体関連施設及びその他公共施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況について、その実態を調査する。

２　対象機関

⑴ 調査対象機関

信越総合通信局、長野地方法務局・支局、長野少年鑑別所、長野地方検察庁、長野財務事務所、税務署、長野労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）、中部森林管理局（森林管理署）、長野運輸支局、国営アルプスあづみの公園事務所、長野地方気象台、日本放送協会長野放送局、日本年金機構年金事務所、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所

⑵ 関連調査等対象機関

地方公共団体、民間団体等

３　担当部局

長野行政評価事務所

４　実施時期

平成 24 年４月～７月

第２　調査結果

１　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

(1)　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの設置の適正化

所見表示	表番号
【制度の概要】 厚生労働省は、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書」を踏まえ、平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた一般市民が自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を使用しても、医師法違反にはならないことを示した。	表１－⑴－①
これを機に、医療機関及び消防機関のみならず、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に国内において急速にＡＥＤの設置が普及し、長野県内におけるＡＥＤの設置台数は平成 22 年で 4,906 台とされている。 現在、ＡＥＤの設置については、法的な義務付けはなく、設置者の任意によって行われているのが現状である。	表１－⑴－②
【調査結果】 今回、長野県内に存する国の行政機関におけるＡＥＤ設置施設数を調査した結果、72 施設でＡＥＤが設置されていた。	表１－⑴－③
また、このうち、22 施設におけるＡＥＤの設置状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　窓口業務を行う 21 施設のうち、20 施設が入口付近など窓口来庁者に近い場所にＡＥＤを設置していたが、１施設が大部屋の窓側で窓口来庁者から遠い場所にＡＥＤを設置していた。	表１－⑴－④
②　ＡＥＤが設置されている施設の中には、施設の入口等にＡＥＤの設置マーク（ステッカー）を表示しているところがある一方で、施設の入口等に設置マークを表示していないため、施設の外側から見てＡＥＤが設置されている施設かどうか確認できないところが９施設あった。	表１－⑴－⑤
③　複数の官庁が入居している合同庁舎の場合、合同庁舎にＡＥＤが１台設置されているところがある一方で、他の入居官庁におけるＡＥＤの設置状況に配慮することなく、上部機関からＡＥＤの配布を受けた結果、合同庁舎にＡＥＤが２台設置されているところが３合同庁舎（６施設）あった。	表１－⑴－⑥ 表１－⑴－⑦
【所見】 したがって、関係行政機関は、ＡＥＤの配置の適正化を図る観点から、	

次の措置を講ずることが望ましい。 ① 窓口業務を行う施設等については、入口又は受付窓口付近など来庁者に近い場所にＡＥＤを設置すること。（長野財務事務所） ② 入口等にＡＥＤの設置マーク（ステッカー）を表示していない施設については、施設外側から見てＡＥＤ設置施設であることが分かるよう、入口等に設置マークを表示すること。（信越総合通信局（長野第一合同庁舎管理庁）、長野地方法務局松本支局、同飯田支局、長野少年鑑別所、長野地方検察庁飯田支部、長野財務事務所、松本公共職業安定所、長野運輸支局） また、施設の運営を民間に委託しているところについては、施設入口等に設置マークを表示するよう受託者を指導監督すること。（国営アルプスあづみの公園事務所） ③ 合同庁舎に入居している施設については、今後ＡＥＤを買い換える際に、改めてその必要性及び合同庁舎として効率的にＡＥＤを設置することの妥当性を検討すること。（長野地方法務局、長野地方法務局飯田支局、長野財務事務所、飯田税務署、飯田労働基準監督署、飯田公共職業安定所）	

表１－(1)－①　平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（抜粋）

２　非医療従事者によるＡＥＤの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民(報告書第３の３の(４)「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。)がＡＥＤを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成 15 年９月 12 日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がＡＥＤを用いても医師法違反とならないものとされるための４つの条件、すなわち、

①　医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

②　使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること

③　使用者が、ＡＥＤ使用に必要な講習を受けていること

④　使用されるＡＥＤが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第２に示す考え方に沿って、報告書第３の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。

表１－(1)－②　ＡＥＤの設置台数の推移

種別＼年	平成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644
医療機関	5,946	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647
ＰＡＤ	1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030
うち長野県	—	—	—	—	2,760	4,090	4,906

（注）　数値は、平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」に拠る。

表１－⑴－③　ＡＥＤを設置している庁舎等（長野県内）

施設数	関係省庁	施設名
７２	総務省	長野第一合同庁舎（管理庁：信越総合通信局）
	法務省	長野地方法務局、同９支局、長野刑務所、同２支所、松本少年刑務所、同２支所、長野少年鑑別所
	検察庁	長野法務合同庁舎（管理庁：長野地方検察庁）、長野地方検察庁５支部（区検察庁）
	財務省	長野財務事務所
	国税庁	10 税務署
	厚生労働省	長野労働局、７労働基準監督署、14 公共職業安定所（出張所含む。）
	農林水産省	中部森林管理局、８森林管理署等
	国土交通省	長野運輸支局、同松本自動車検査登録所、国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区ガイドセンター、同大町・松川地区インフォメーションセンター、同大町・松川地区草原の家
	気象庁	長野地方気象台

表１－⑴－④　設置場所が不適切な事例

施設名	内　容
長野財務事務所	長野財務事務所は、平成 24 年３月にＡＥＤを設置した。 しかし、ＡＥＤ設置場所は、写真のとおり、大部屋の窓際側のデスクの上であり、来庁者受付カウンターからは遠い場所となっていた。

表１－⑴－⑤　入口等にＡＥＤ設置マークをつけていない施設

種別／事項	施設の入口等にＡＥＤの設置マーク（ステッカー）をつけている施設	施設の入口等にＡＥＤの設置マーク（ステッカー）をつけていない施設
例		
施設数	１３	９
施設名	①長野地方法務局、②長野法務合同庁舎（管理庁：長野地方検察庁）、③長野税務署、④飯田税務署、⑤長野労働局、⑥飯田労働基準監督署、⑦長野公共職業安定所、⑧飯田公共職業安定所、⑨中部森林管理局、⑩中信森林管理署、⑪国営アルプスあづみの公園大町・松川地区インフォメーションセンター、⑫国営アルプスあづみの公園大町・松川地区草原の家、⑬長野地方気象台	①長野第一合同庁舎（管理庁：信越総合通信局）、②長野地方法務局松本支局、③長野地方法務局飯田支局、④長野少年鑑別所、⑤長野地方検察庁飯田支部、⑥長野財務事務所、⑦松本公共職業安定所、⑧長野運輸支局、⑨国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区ガイドセンター

表１－⑴－⑥　合同庁舎にＡＥＤが１台設置されている例

合同庁舎名	ＡＥＤの設置が１台となっている理由
長野第一合同庁舎	合同庁舎管理庁である信越総合通信局が、合同庁舎連絡会議を通じて合同庁舎としてＡＥＤを設置することにし、合同庁舎１階入口ロビーに１台設置した。
長野地方法務局松本支局・長野地方検察庁松本支部合同庁舎	長野地方検察庁は、平成 22 年２月及び平成 23 年１月に各支部にＡＥＤ設置を図ったが、長野地方法務局松本支局に平成 20 年３月に設置済みであったため、松本支部には設置しなかった。
上田公共職業安定所・上田労働基準監督署合同庁舎	長野労働局は、平成 24 年１月に各労働基準監督署にＡＥＤ設置を図ったが、上田公共職業安定所に平成 23 年１月に設置済みであったため、上田労働基準監督署には設置しなかった。

表１－⑴－⑦　合同庁舎の入居官庁が各自でＡＥＤを設置したため、合同庁舎に２台設置されている例

合　同 庁舎名	入居官庁数	設置施設	設置場所	設置時期 (台数)	上局
長野第二合同庁舎	５（自衛隊長野地方協力本部、自衛隊長野地域事務所、長野地方法務局、関東農政局長野地域センター、長野財務事務所）	長野地方法務局	事務室 （３階）	平成 20 年 ３月 （１台）	法務省
		長野財務事務所	事務室 （５階）	平成 24 年 ３月 （１台）	関東財務局
飯田地方合同庁舎	５（長野地方法務局飯田支局、飯田公共職業安定所、自衛隊長野地方協力本部飯田出張所、長野保護観察所、飯田駐在官事務所）	長野地方法務局飯田支局	事務室 （３階）	平成 21 年 ３月 （１台）	長野地方法務局
		飯田公共職業安定所	事務室 （２階）	平成 23 年 １月 （１台）	長野労働局
飯田高羽合同庁舎	２（飯田労働基準監督署、飯田税務署）	飯田労働基準監督署	事務室 （３階）	平成 24 年 １月 （１台）	長野労働局
		飯田税務署	事務室 （１階）	平成 24 年 １月 （１台）	関東信越国税局

（注）「入居官庁数」欄は、平成 24 年７月１日現在。

(2)　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの維持管理の適正化

所見表示	表番号
【制度の概要】 ＡＥＤの電極パッドには使用期限があり、バッテリには寿命があることから、救命救急時においてＡＥＤを正常に作動させるためには、これらの消耗品を日頃から適切に交換しておくことが必要である。 厚生労働省は、各省庁等に対し、平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」により、「省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているＡＥＤの適切な管理の徹底」を依頼している。	
また、上記通知に添付された都道府県知事宛て同日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」において整理された「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」により、点検担当者は、ＡＥＤ本体のインジケータを日常的に点検し、記録するとともに、ＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされている。	表１－⑵－①
【調査結果】 今回、ＡＥＤを設置している国の 22 施設におけるＡＥＤの維持管理状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　表示ラベルによって的確に消耗品の交換時期を把握していなかったため、電極パッドの使用期限が切れていたところが１施設、及び電極パッドの使用期限経過後約５か月間電極パッドを交換していなかったところが１施設あった。 また、施設の運営受託者が消耗品の交換を怠っていたため、電極パッドの使用期限が切れていたところが２施設あった。	表１－⑵－② 表１－⑵－③
②　日常的にＡＥＤのインジケータを点検し、記録しているところが４施設ある一方で、日常的にＡＥＤのインジケータを点検していると説明しているが、点検記録を残していなかったところが７施設、及び日常的に点検を実施していないところが 11 施設あった。	表１－⑵－④
【所見】 したがって、関係行政機関は、ＡＥＤの維持管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。 ①　ＡＥＤ本体に取り付けられた表示ラベル等によって的確に消耗品の交換時期を把握し、使用期限が切れる前に適切に消耗品を交換する	

こと。(長野地方検察庁（長野法務合同庁舎管理庁)、長野地方法務局) ② 日常的にＡＥＤのインジケータを点検し、記録すること。（信越総合通信局（長野第一合同庁舎管理庁)、長野少年鑑別所、長野地方検察庁（長野法務合同庁舎管理庁)、長野地方検察庁飯田支部、長野財務事務所、長野税務署、飯田税務署、長野労働局、飯田労働基準監督署、長野公共職業安定所、松本公共職業安定所、飯田公共職業安定所、中部森林管理局、中信森林管理署、長野運輸支局） ③ 施設の運営を民間に委託しているところについては、使用期限が切れる前に適切に消耗品を交換するとともに、日常的にＡＥＤのインジケータを点検し、記録するよう、受託者を指導監督すること。（国営アルプスあづみの公園事務所）	

表１－⑵－①　平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」で整理された「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」（抜粋）

１．点検担当者の配置について

ＡＥＤの設置者（ＡＥＤの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

２．点検担当者の役割等について

ＡＥＤの点検担当者は、ＡＥＤの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

１）日常点検の実施

ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

２）表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するＡＥＤについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

３）消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けて下さい。

３．（略）

４．（略）

表１－⑵－②　電極パッドの使用期限が切れていた事例

調査時期	施設名	設置者	使用期限	原因
平成 24 年 ５月	長野法務合同庁舎	長野地方検察庁	2012.4	表示ラベル等で使用期限を的確に把握していなかった。
平成 24 年 ６月	国営アルプスあづみの公園大町・松川地区インフォメーションセンター	施設運営受託者	成人 2011.10 小児 2011.11	業者から新品が送付されていたが、受託者が交換を怠っていた
平成 24 年 ６月	国営アルプスあづみの公園大町・松川地区大草原の家	施設運営受託者	成人 2011.10 小児 2011.11	

表１－⑵－③　使用期限超過５か月後に電極パッドを交換していた事例

施設名	交換前の電極パッドの使用期限	交換日	使用期限経過後交換までの期間	原　因
長野地方法務局	2011.11	2012.5.10	約５か月	表示ラベル等で使用期限を把握していなかった

表１－⑵－④　ＡＥＤの日常点検の実施状況

区　分	施設数	施設名
日常点検を実施し、記録している。	4	①長野地方法務局、②同松本支局、③同飯田支局、④長野地方気象台
日常点検を実施していると説明しているが、記録していない。	7	①長野第一合同庁舎（管理庁：信越総合通信局)、②長野労働局、③飯田労働基準監督署、④長野公共職業安定所、⑤松本公共職業安定所、⑥飯田公共職業安定所、⑦長野運輸支局
日常点検を実施していない。	11	①長野少年鑑別所、②長野法務合同庁舎（管理庁：長野地方検察庁)、③長野地方検察庁飯田支部、④長野財務事務所、⑤長野税務署、⑥飯田税務署、⑦中部森林管理局、⑧中信森林管理署、⑨国営アルプスあづみの公園堀金・穂高ガイドセンター、⑩国営アルプスあづみの公園大町・松川地区インフォメーションセンター、⑪国営アルプスあづみの公園大町・松川地区大草原の家

(3)　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの一般財団法人日本救急医療財団への登録の促進等

所見表示	表番号
【制度の概要】 一般財団法人日本救急医療財団は、製造販売業者等を通じ、ＡＥＤの設置場所に関する情報（以下「ＡＥＤ設置情報」という。）を登録し、ＡＥＤ設置者の同意の下に、同財団のホームページ上でＡＥＤ設置情報を公開している。 各省庁等宛て平成21年４月16日付け上記１－⑵の通知に添付された都道府県知事宛て同日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼)」において、「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」が整理されている。当該文書では、同財団は、「地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう」、上記の取組を実施しているとされ、また、ＡＥＤの設置者は、「ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施する」こととされている。 また、同財団のホームページにおけるＡＥＤ設置情報の公開の趣旨を踏まえると、行政機関は自身のホームページでＡＥＤ設置施設であることを公開することも必要であると考えられる。	表１－⑶－①
【調査結果】 今回、ＡＥＤを設置している長野県内の国の行政機関72施設のうち、窓口業務を行う65施設におけるＡＥＤ設置情報の登録状況及びホームページによる公表状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　窓口業務を行う施設等であるにもかかわらず、同財団にＡＥＤ設置情報を登録していなかったところが、39施設あった。	表１－⑶－②
②　窓口業務を行う施設等であるにもかかわらず、ＡＥＤ設置情報を非公開で登録していたところが１施設あった。	表１－⑶－③
③　窓口業務を行う施設等であるにもかかわらず、ホームページでＡＥＤの設置施設であることが公表されていないところが 65 施設あった。	表１－⑶－④
【所見】 したがって、関係行政機関は、地域住民に対するＡＥＤ設置情報の周知の促進を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。	

①　同財団にＡＥＤ設置情報を登録していない施設については、同財団にＡＥＤ設置情報を登録すること。（長野地方法務局、同９支局、長野労働局、７労働基準監督署、14 公共職業安定所（出張所を含む。）、６森林管理署等） 　また、施設の運営を民間に委託しているところについては、同財団にＡＥＤ設置情報を登録するよう、受託者を指導監督すること。（国営アルプスあづみの公園事務所） ②　同財団に非公開でＡＥＤ設置情報を登録している施設については、ＡＥＤ設置情報を公開に変更すること。（長野財務事務所） ③　窓口業務を行う施設等に係るホームページを作成している官庁については、ホームページにおいて各施設がＡＥＤ設置施設であることを表示すること。（長野地方法務局、長野財務事務所、長野労働局、中部森林管理局、長野運輸支局、国営アルプスあづみの公園事務所、長野地方気象台） 　また、合同庁舎を管理する官庁については、入居官庁が自身のホームページを運営・管理している場合、当該入居官庁に対し、そのホームページ上において庁舎がＡＥＤ設置施設であることを表示するよう要請すること。（信越総合通信局（長野第一合同庁舎管理庁）、長野地方検察庁（長野法務合同庁舎管理庁）	

表１－⑶－①　平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」で整理された「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」（抜粋）

１．（略）
２．（略）
３．（略）
４．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置情報登録については、平成１９年３月３０日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、ＡＥＤの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、ＡＥＤの設置場所について公表を同意いただいた場合には、ＡＥＤの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、ＡＥＤを家庭や事業所内に設置している場合等では、ＡＥＤの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

表１－⑶－②　ＡＥＤを設置しているが、一般財団法人日本救急医療財団にＡＥＤ設置情報を登録していない施設

施設数	施設名
３９	長野地方法務局、同９支局、長野労働局、７労働基準監督署、14 公共職業安定所（出張所を含む。）、６森林管理署等、国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区ガイドセンター

表１－⑶－③　一般財団法人日本救急医療財団に非公開でＡＥＤ設置情報を登録していた事例

施設名	内容
長野財務事務所	平成 24 年３月にＡＥＤを設置した際に、一般財団法人日本救急医療財団の登録情報を見たところ、行政機関の登録がなかったため、非公開で登録した。

表１－⑶－④　窓口業務を行うＡＥＤ設置施設に係るホームページにおけるＡＥＤ設置情報の公表状況

ＡＥＤの設置施設	ホームページ作成主体	ＡＥＤ設置情報の有無
長野第一合同庁舎（管理庁：信越総合通信局）	信越総合通信局	無し
長野地方法務局	長野地方法務局	無し
同支局		
長野法務合同庁舎（管理庁：長野地方検察庁）	長野地方検察庁	無し
同支部		無し
長野財務事務所	長野財務事務所	無し
税務署	国税庁	無し
長野労働局	長野労働局	無し
労働基準監督署		
公共職業安定所		
中部森林管理局	中部森林管理局	無し
森林管理署等		
長野運輸支局	長野運輸支局	無し
松本自動車登録事務所		
国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区ガイドセンター	国営アルプスあづみの公園事務所	無し
国営アルプスあづみの公園大町松川地区インフォメーションセンター		
国営アルプスあづみの公園大町松川地区草原の家		
長野地方気象台	長野地方気象台	無し

(4)　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの使用に関する講習の励行

所見表示	表番号
【制度の概要】	
平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」は、救命の現場に居合わせた一般市民がＡＥＤを用いることは、医師法違反にならないとする一方で、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、医師法違反とならないための条件として、「ＡＥＤ使用に必要な講習を受けていること」をあげている。したがって、ＡＥＤ設置施設の職員は、ＡＥＤの使用に関する講習を受講しておくことが必要とされている。	表１－⑴－①（再掲）
また、一般市民を対象とした講習については、上記通知によって、「講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程度」であることが望ましいとされている。	表１－⑷－①
さらに、再受講については、平成 16 年７月１日「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書」によって、「２年から３年間隔での定期的な再受講」が勧奨されている。	表１－⑷－②
なお、市町村消防本部（又は広域消防本部）は、都道府県知事宛て平成５年３月 30 日付け消防庁次長通知「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、「普通救命講習」を実施しており、当該講習はＡＥＤを扱った３時間以上の講習となっている。また、当該講習の修了証においても、「２年から３年間隔」での定期的な受講が勧奨されている。	表１－⑷－③
【調査結果】	
今回、ＡＥＤを設置している国の 22 施設におけるＡＥＤの使用に関する講習の実施状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　最近２年度（平成 22・23 年度）以上、ＡＥＤの使用に関する講習（ＡＥＤ設置時の講習を含む。）を実施していない上、当事務所の調査時において、平成 24 年における講習の実施について具体的な計画を有していなかったところが５施設あった。	表１－⑷－④
②　平成 23 年度に講習（ＡＥＤ設置時の講習を含む。）を実施した 11 施設のうち、６施設が１年間の講習時間が１、２時間程度のものとなっていた。	表１－⑷－⑤
【所見】	
したがって、関係行政機関は、ＡＥＤの使用に関する職員講習の励行を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。	
①　最近２年度以上ＡＥＤの使用に関する講習を実施していない施設	

については、計画的に当該講習を実施すること。（長野地方法務局、長野地方検察庁、長野地方検察庁飯田支部、中部森林管理局、長野運輸支局） ② ＡＥＤの使用に関する講習時間が１年間３時間程度以下となっている施設については、市町村消防本部の実施している一般市民向けの救命講習を受講させるなどの方法により、一般市民を対象とした救命講習と同等の内容をもつ講習を職員に受講させるよう検討すること。（信越総合通信局（長野第一合同庁舎管理庁）、長野地方法務局松本支局、長野地方法務局飯田支局、長野税務署、飯田税務署、中信森林管理署）	

表１－⑷－①　平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（抜粋）

３　一般市民を対象とした講習

ＡＥＤの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてＡＥＤを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

……（略）。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にＡＥＤの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるＡＥＤの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

……（略）。

表１－⑷－②　平成 16 年７月１日「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書（抜粋）

第３　非医療従事者の自動体外式除細動器の使用に当たっての条件整備

１～２（略）

３　自動体外式除細動器の使用に関する講習について

（１）～（４）（略）

（５）再受講の機会

○　上記の講習を受講した非医療従事者については、その希望に応じ、一定の時間の経過とともに、再受講の機会が確保されることが望ましい。特に、非医療従事者のうち、上記（４）の業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に応急の対応をすることが期待・想定される者にあっては、２年から３年間隔での定期的な再受講により、その知識と技術を充実していくことが期待される。

表１－⑷－③　市町村消防本部が実施している一般市民向けの救命講習（一例）

市町村名	標準的講習の内容	
	講習名	講習時間
長野市消防局	普通救命講習Ⅱ	４時間
松本広域消防局	普通救命講習Ⅰ	３時間
飯田広域消防本部	普通救命講習会	３時間 30 分

（注）各消防局等のホームページに基づき、当事務所が作成した。なお、長野市消防局の場合、「普通救命講習Ⅱ」が標準的講習である。

図表１－⑷－④　職員講習の実施状況

施設名	設置時期	講習実施の有無			備　考
		H22 度	H23 度	H24 度	
長野第一合同庁舎（信越総合通信局）	H23.9	―	○	11 月	平成 23 年 11 月の消防訓練時にＡＥＤ講習を実施。
長野地方法務局	H20.3	**×**	**×**	**未定**	設置時に実施したが、その後は未実施。
長野地方法務局松本支局	H20.3	×	○	６月	
長野地方法務局飯田支局	H21.3	×	○	未定	
長野少年鑑別所	H21.4	○	○	予定	年２回以上実施。２、３時間
長野地方検察庁	H22.2	**×**	**×**	**未定**	平成 21 年 10 月及び設置時に実施。その後は未実施。
長野地方検察庁飯田支部	H22.2	**×**	**×**	**未定**	設置時に実施。その後は未実施。
長野財務事務所	H24.3	―	―	各月	市消防局の救命講習の受講。平成 24 年６月末時点で 14 人。
長野税務署	H24.1	―	○	未定	設置直前に講習を実施。
飯田税務署	H24.1	―	○	未定	設置時に講習を実施。
長野労働局	H22.3	×	×	７月	設置時に実施。電極パッドの交換時に実施。２時間程度実施。
飯田労働基準監督署	H24.1	―	○	無し	実施方針は労働局と同じ
長野公共職業安定所	H22.3	×	×	７月	実施方針は労働局と同じ。
松本公共職業安定所	H22.3	×	×	７月	実施方針は労働局と同じ。
飯田公共職業安定所	H23.1	○	×	無し	実施方針は労働局と同じ。
中部森林管理局	H21.12	**×**	**×**	**未定**	設置直前に実施。その後は未実施。
中信森林管理署	H21.12	○	○	７月	H22 年度３時間、H23 年度２時間
長野運輸支局	H20.3	**×**	**×**	**未定**	設置時に実施。その後は未実施。
国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区ガイドセンター	H22.6	○	○	予定	受託者において毎年実施している。
国営アルプスあづみの公園大町松川地区インフォメーションセンター	H22.6	○	○	予定	
国営アルプスあづみの公園大町松川地区草原の家	H22.6	○	○	予定	
長野地方気象台	H23.3	○	×	未定	設置時に実施したが、23 年度は未実施

図表１－⑷－⑤　平成 23 年度に実施されたＡＥＤ講習の実施状況

施設名	実施時期	講　師	実施時間	時　間
長野第一合同庁舎（信越総合通信局）	平成 23 年 11 月２日	消防署	10:40～11:10	30 分
長野地方法務局松本支局	平成 23 年７月５日	消防署	17:30～18:20	50 分
長野地方法務局飯田支局	平成 23 年６月 20 日	消防署	17:30～18:30	60 分
長野少年鑑別所	平成 23 年８月 17 日	職員（資格者）	15:00～16:00	60 分
	平成 24 年１月 31 日	非常勤医師	13:00～14:30	90 分
長野財務事務所	平成 24 年４月 21 日	消防署（救命講習）	9:00～13:00	４時間
	平成 24 年５月 19 日			
長野税務署	平成 23 年 12 月 19 日	消防署	①14:30～15:30 ②15:30～16:30	60 分
飯田税務署	平成 23 年１月 11 日	販売業者	約 16:00～17:00	60 分
中信森林管理署	平成 23 年７月５日	消防署	13:30～15：30	２時間
国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区インフォメーションセンター	平成 23 年７月５日	消防署	13:00～16:00	３時間
国営アルプスあづみの公園大町松川地区インフォメーションセンター				
国営アルプスあづみの公園大町松川地区草原の家				

(5) 国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの使用状況

実　態	表番号
【背景事情】 長野県における、心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民による除細動が実施された件数は、平成 17 年０件であったが、22 年 12 件と増加している。 **【調査結果】** 今回、ＡＥＤを設置している国の 22 施設におけるＡＥＤの使用状況を調査した結果、ＡＥＤを使用した施設はなかった。	表１－⑸－①

表１－⑸－①　心肺機能停止傷病者全搬送人員及び一般市民による除細動実施件数の推移

	平成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
心肺機能停止傷病者全搬送人員	102,738	105,942	109,461	113,827	115,250	123,095
一般市民による除細動実施件数	92	264	486	807	1,007	1,298
うち長野県	0	5	7	14	14	12

（注）総務省消防庁「救急・救助の現況」（平成 23 年）に基づき、当事務所が作成した。

２　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

(1)　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの設置状況

実　態	表番号
【制度の概要】 厚生労働省は、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書」を踏まえ、平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた一般市民がＡＥＤを使用しても、医師法違反にはならないことを示した。	表１－(1)－①（再掲）
これを機に、医療機関及び消防機関のみならず、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に国内において急速にＡＥＤの設置が普及し、長野県内におけるＡＥＤの設置台数は平成 22 年で 4,906 台とされている。 現在、ＡＥＤの設置については、法的な義務付けはなく、設置者の任意によって行われているのが現状である。	表１－(1)－②（再掲）
【実態】 （市町村アンケート調査結果） 今回、県内 77 市町村に対しＡＥＤの設置状況についてアンケート調査を実施した結果、次のような状況が見られた。 ①　市役所・町村役場にＡＥＤを設置していないところが、12 市町村あった。 ②　市町村関連施設以外のＡＥＤ設置施設（国・県・民間施設）について、把握しているところが 17 市町村ある一方で、一部把握しているところが 49 市町村、全く把握していないところが 11 市町村あった。	
（施設実地調査結果） 今回、地方公共団体関連施設及び民間施設等の 89 施設におけるＡＥＤの設置状況を調査した結果、次のような状況が見られた。 ①　棚中のＡＥＤの手前に懐中電灯や洗浄剤容器が置かれており、日常点検やＡＥＤを取り出す際に邪魔になっているところが、１施設あった。 ②　施設の外側に設置マークがないため、施設の外側から見てＡＥＤが設置されている施設かどうか確認できないところが、35 施設あった。	表２－(1)－① 表２－(1)－②

表２－⑴－①　ＡＥＤの手前に物が置かれている事例

施設名	事例の内容
Ｅｅ	ＡＥＤの手前に懐中電灯や洗浄剤容器が置かれており、日常点検やＡＥＤを取り出す際に邪魔になっている。

表２－⑴－②　施設入口等に設置マークのない施設

施設数	施設名
35	①Ａｊ、②Ａｏ、③Ｂａ、④Ｂｃ、⑤Ｂｄ、⑥Ｂｅ、⑦Ｂｆ、⑧Ｂｇ、⑨Ｂｈ、⑩Ｂｉ、⑪Ｃｃ、⑫Ｃｄ、⑬Ｃｅ、⑭Ｃｆ、⑮Ｃｇ、⑯Ｃｌ、⑰Ｃｍ、⑱Ｃｎ、⑲Ｃｏ、⑳Ｃｕ、㉑Ｃｖ、㉒Ｄｃ、㉓Ｄｄ、㉔Ｅａ、㉕Ｅｇ、㉖Ｅｋ、㉗Ｅｍ、㉘Ｅｏ、㉙Ｅｒ、㉚Ｅｓ、㉛Ｅｘ、㉜Ｅｙ、㉝Ｅｚ、㉞Ｆｃ、㉟Ｆｅ

(2)　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの維持管理状況

実　態	表番号
【制度の概要】 ＡＥＤの電極パッドには使用期限があり、バッテリには寿命があることから、救命救急時においてＡＥＤを正常に作動させるためには、これらの消耗品を日頃から適切に交換しておくことが必要である。	
厚生労働省は、各都道府県に対し、平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」により、ｉ）各都道府県が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底、ⅱ）各市町村に対する、各市町村が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底の周知、ⅲ）関係団体に対する、関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底の周知、等を依頼している。	表２－⑵－①
また、同通知において整理された「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」により、点検担当者は、ＡＥＤ本体のインジケータを日常的に確認し、記録するとともに、ＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされている。	表１－⑵－① （再掲）
【実態】 今回、地方公共団体関連施設及び民間施設等の 89 施設におけるＡＥＤの維持管理状況を実地に調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　当事務所の調査時において、ＡＥＤのインジケータが「使用不可」を表示していたところが１施設あった。	表２－⑵－②
②　当事務所の調査時において、電極パッドの使用期限が切れていたところが２施設、インジケータは正常を示しているものの、バッテリの寿命期間を経過していたところが１施設あった。	表２－⑵－③
③　ＡＥＤをレンタルで設置しているところは 24 施設、リースで設置しているところが 20 施設あった。レンタルについては、消耗品の管理を業者が行っているため、１か所を除き、表示ラベルが取り付けられていなかった。ＡＥＤを購入で設置し自己管理しているにもかかわらず、表示ラベルをＡＥＤ本体又は収納ボックスに取り付けていないところが１施設あった。	表２－⑵－④
④　ＡＥＤの消耗品を交換したにもかかわらず、表示ラベルの記載内容を更新していないところが、15 施設あった。	表２－⑵－⑤
⑤　日常的にＡＥＤのインジケータを点検し、記録しているところが 12 施設ある一方で、日常的に点検していると説明するが、記録を残していないところが 28 施設、及び日常点検を実施していないところ	表２－⑵－⑥

が 49 施設あった。	

表２－⑵－①　平成 21 年４月 16 日付け都道府県知事宛て厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（抜粋）

……貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。
（以下、略）

記

１．ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等を徹底すること。

２．貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

３．貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

４．各市町村及び関係団体との協力・連携の下、ＡＥＤの更なる普及のための啓発を行う際には、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。

５．各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会において、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても伝えること。

表２－⑵－②　インジケータが「使用不可」を表示していた事例

施設名	事例の内容
Ｅｏ	平成 24 年５月の調査時点において、インジケータが「使用不可」を表示していた。 点検は１、２月に１回実施しており、前回４月６日に点検していた。この時点では正常であった。原因不明。

表２－⑵－③　適正に消耗品の交換が実施されていなかった事例

施設名	事例の内容
Ｃｔ	平成 24 年６月の調査時において、ＡＥＤに取り付けられた電極パッドの使用期限は、2011 年 11 月となっていた。ＡＥＤに表示ラベルがなく、施設側では、交換時期を的確に把握していなかった。
Ｅｒ	平成 24 年６月の調査時において、ＡＥＤに取り付けられた電極パッドの使用期限は、2011 年１月となっていた。責任者は、ＡＥＤに表示ラベルに注意を払っていなかった。
Ｃａ	平成 24 年５月の調査時点において、表示ラベルでは、「バッテリ装着日」欄に 2010 年４月 14 日と記入され、「バッテリの待機寿命は２年です。」と記載されている。バッテリ交換について、施設の責任者は、「分からない」としている。

表２－⑵－④　購入したＡＥＤであるにもかかわらず、表示ラベルを取り付けていなかった事例

施設名	事例の内容
Ｃｔ	設置されているＡＥＤは、リースないしレンタルではなく、購入したものであったが、平成 24 年６月の調査時点において、表示ラベルがＡＥＤ本体又は収納ボックスに取り付けられていなかった。表示ラベルのない理由は、不明である。

表２－⑵－⑤　新しい電極パッドと交換したにもかかわらず、表示ラベルの記載内容を更新していないなどの事例（15 事例）

施設名	事例の内容
Ａｏ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2014 年２月、小児用電極パッドの使用期限は 2014 年３月であったが、表示ラベルの「次回交換時期」欄は、成人用電極パッドが 2011 年 12 月、小児用電極パッドが 2011 年 10 月と記載されていた。
Ｂｈ	バッテリが 2010 年５月 21 日に交換されているにもかかわらず、表示ラベルのバッテリの「交換時期」欄は 2011 年６月と記載されていた。
Ｃｑ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2014 年３月であったが、表示ラベルの使用期限の「電極パッド」欄は 2011 年 12 月 31 日と記載されていた。 また、ＡＥＤ本体にバッテリの次回交換時期は 2015 年 12 月と記載とされているにもかかわらず、表示ラベルの使用期限の「ＡＥＤ本体（バッテリー)」欄は 2011 年 12 月 31 日と記載されていた。
Ｃｓ	表示ラベルの電極パッドの「次回交換」欄が記入されていない。 また、表示ラベルのバッテリの「次回交換」欄には、バッテリの装着日が記載されていた。
Ｃｗ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2014 年７月であったが、表示ラベルの成人用電極パッドの「次回交換」欄は 2013 年 12 月と記載されていた。
Ｅａ	駅構内にある３台のうち、１台の表示ラベルの「バッテリ装着日」欄が無記入となっている。
Ｅｂ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2013 年９月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2010 年４月と記載されていた。
Ｅｃ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2013 年１月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2011 年１月と記載されていた。
Ｅｔ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2013 年１月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッドの使用期限」欄は 2011 年１月と記載されていた。
Ｅｕ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2013 年９月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2012 年１月と記載されていた。
Ｅｖ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2013 年９月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2012 年１月と記載されていた。
Ｅｇ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は 2012 年８月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2011 年３月と記載されていた。

Ｅｈ	ＡＥＤ内の成人用電極パッド使用期限は 2014 年１月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2013 年７月と記載されていた。 また、寿命５年のバッテリを 2012 年２月 21 日に装着したが、表示ラベルの「バッテリ装着日」欄は 2008 年６月１日と記載されていた。
Ｅｌ	ＡＥＤ内の成人用電極パッド使用期限は 2014 年２月であったが、表示ラベルの「成人用電極パッド使用期限」欄は 2009 年 11 月と記載されていた。
Ｅｑ	ＡＥＤ内の成人用電極パッドの使用期限は、2013 年７月 31 日、小児用電極パッドの使用期限は 2013 年８月 31 日であったが、表示ラベルの成人用電極パッドの「次回交換」欄は 2011 年９月、小児用電極パッドの「次回交換」欄は 2011 年９月と記載されていた。

表２－⑵－⑥　日常点検の実施状況

区分	施設数	施設名
日常点検を実施し、記録している。	12	①Ａｆ、②Ａｇ、③Ｂａ、④Ｂｃ、⑤Ｂｅ、⑥Ｃｑ、⑦Ｃｒ、⑧Ｃｓ、⑨Ｅａ、⑩Ｅｇ、⑪Ｅｓ、⑫Ｅｘ
日常点検を実施していると説明しているが、記録していない。	28	①Ａｃ、②Ａｄ、③Ａｅ、④Ａｈ、⑤Ａｉ，⑥Ｃａ、⑦Ｃｂ、⑧Ｃｃ、⑨Ｃｄ、⑩Ｃｅ、⑪Ｃｆ、⑫Ｃｇ、⑬Ｃｔ、⑭Ｃｕ、⑮Ｃｗ、⑯Ｃｘ、⑰Ｃｙ、⑱Ｄｃ、⑲Ｄｄ、⑳Ｅｂ、㉑Ｅｃ、㉒Ｅｄ、㉓Ｅｈ、㉔Ｅｉ、㉕Ｅｐ、㉖Ｅｙ、㉗Ｆｅ、㉘Ｆｇ
日常点検を実施していない。	49	①Ａａ、②Ａｂ、③Ａｊ、④Ａｋ、⑤Ａｌ、⑥Ａｍ、⑦Ａｎ、⑧Ａｏ、⑨Ａｐ、⑩Ｂｂ、⑪Ｂｄ、⑫Ｂｆ、⑬Ｂｇ、⑭Ｂｈ、⑮Ｂｉ、⑯Ｃｈ、⑰Ｃｉ、⑱Ｃｊ、⑲Ｃｋ、⑳Ｃｌ、㉑Ｃｍ、㉒Ｃｎ、㉓Ｃｏ、㉔Ｃｐ、㉕Ｃｖ、㉖Ｃｚ、㉗Ｄａ、㉘Ｄｂ、㉙Ｄｅ、㉚Ｅｅ、㉛Ｅｆ、㉜Ｅｊ、㉝Ｅｋ、㉞Ｅｌ、㉟Ｅｍ、㊱Ｅｎ、㊲Ｅｏ、㊳Ｅｑ、㊴Ｅｒ、㊵Ｅｔ、㊶Ｅｕ、㊷Ｅｖ、㊸Ｅｗ、㊹Ｅｚ、㊺Ｆａ、㊻Ｆｂ、㊼Ｆｃ、㊽Ｆｄ、㊾Ｆｆ

(3)　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの一般財団法人日本救急医療財団への登録状況等

実　態	表番号
【制度の概要】 一般財団法人日本救急医療財団は、製造販売業者等を通じ、ＡＥＤの設置場所に関する情報（以下「ＡＥＤ設置情報」という。）を登録し、ＡＥＤ設置者の同意の下で、当該情報をホームページ上で公開している。 都道府県知事あて平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」において、「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」が整理されている。当該文書では、同財団は、「地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう」、上記の取組みを実施しているとされ、また、ＡＥＤの設置者は、「ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施する」こととされている。 また、同財団のホームページにおけるＡＥＤ設置情報の公開の趣旨を踏まえると、ＡＥＤの設置者は自身のホームページでＡＥＤ設置を公開することも必要であると考えられる。 **【実態】** （市町村アンケート調査結果） 今回、県内 77 市町村に対し市町村関連施設のＡＥＤの登録状況及びホームページにおける公表状況についてアンケート調査を実施した結果、次のような状況が見られた。 ① 同財団に登録しているところが 20 市町村、及び一部登録しているところが 14 市町村ある一方で、登録していないところが 43 市町村あった。 ② ホームページで公表しているところが 32 市町村、及びホームページ公表していないが、広報誌やハザードマップ等の配布物で住民に周知しているところが９市町村ある一方で、特に住民に周知していないところが 36 市町村あった。 （施設実地調査結果） 今回、地方公共団体関連施設及び民間施設等の 89 施設におけるＡＥ	表１－⑶－① （再掲）

Ｄ設置情報の登録状況及びホームページによる公表状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　同財団にＡＥＤ設置情報を登録していないところが、34 施設あった。	表２－⑶－①
②　日本救急医療財団にＡＥＤ設置情報を登録した後、合併等により施設名を変更したにもかかわらず、登録情報の変更を行っていないところが２施設あった。	表２－⑶－②
③　ホームページでＡＥＤ設置施設であることを表示しているところが３法人７施設あった。	表２－⑶－③

表２－⑶－①　一般財団法人日本救急医療財団に登録していない施設

施設数	施設名
３４	①Ａｈ、②Ａｉ、③Ａｋ、④Ａｏ、⑤Ａｐ、⑥Ｃｂ、⑦Ｃｃ、⑧Ｃｉ、⑨Ｃｊ、⑩Ｃｍ、⑪Ｃｎ、⑫Ｃｏ、⑬Ｃｑ、⑭Ｃｒ、⑮Ｃｓ、⑯Ｃｕ、⑰Ｃｖ、⑱Ｃｗ、⑲Ｃｘ、⑳Ｄｂ、㉑Ｄｃ、㉒Ｄｄ、㉓Ｅｄ、㉔Ｅｅ、㉕Ｅｆ、㉖Ｅｋ、㉗Ｅｎ、㉘Ｅｏ、㉙Ｅｘ、㉚Ｅｚ、㉛Ｆｂ、㉜Ｆｃ、㉝Ｆｄ、㉞Ｆｆ

表２－⑶－②　登録後に施設名を変更したが、登録情報を変更していない事例

施設数	施設名	事例の内容
２	Ｂｂ	一般財団法人日本救急財団の登録情報では、施設名は名称変更前の「Ｇ」となっていた。 また、登録されている住所も、旧住所となっていた。
	Ｅｒ	一般財団法人日本救急財団の登録情報では、施設名は合併前の「Ｈ」となっていた。

表２－⑶－③　民間法人でホームページでＡＥＤ設置施設を表示している法人

施設数	施設名	法人
７	Ｅｃ、Ｅｔ、Ｅｕ，Ｅｖ、Ｅｗ	Ｉ
	Ｅｓ	Ｊ
	Ｅｚ	Ｋ

(4) 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの使用に関する講習の実施状況

実　態	表番号
【制度の概要】	
平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」は、救命の現場に居合わせた一般市民がＡＥＤを用いることは、医師法違反にならないとする一方で、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、医師法違反とならないための条件として、「ＡＥＤ使用に必要な講習を受けていること」をあげている。したがって、ＡＥＤ設置施設の職員は、ＡＥＤの使用に関する講習を受講しておくことが必要とされている。	表１－⑴－①（再掲）
また、一般市民を対象とした講習については、上記通知によって、「講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程」であることが望ましいとされている。	表１－⑷－①（再掲）
さらに、再受講については、平成 16 年７月１日「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書」によって、「２年から３年間隔での定期的再受講」が勧奨されている。	表１－⑷－②（再掲）
なお、市町村消防本部（又は広域消防本部）は、平成５年３月 30 日消防求第 41 号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、「普通救命講習」を実施しており、当該講習はＡＥＤを扱った３時間以上の講習となっている。また、当該講習の修了証においても、「２年から３年間隔での定期的再受講」が勧奨されている。	表１－⑷－③（再掲）
【実態】	
今回、地方公共団体関連施設及び民間施設等の 89 施設におけるＡＥＤの使用に関する講習の実施状況を調査した結果、最近２年度（平成 22・23 年度）以上、ＡＥＤの使用に関する講習を実施していないところが、11 施設あった。	表２－⑷－①

表２－⑷－①　２年度以上ＡＥＤの使用に関する講習を実施していない施設

施設数	施設名
１１	①Ａｏ、②Ａｑ、③Ｂｄ、④Ｃｋ、⑤Ｄｃ、⑥Ｄｄ、⑦Ｅｅ、⑧Ｅｆ、⑨Ｅｐ、⑩Ｅｑ、⑪Ｆｅ

(5)　地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるＡＥＤの使用状況

実　態	表番号
【背景事情】 長野県における、心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民による除細動が実施された件数は、平成 17 年０件であったが、22 年 12 件と増加している。 なお、ＡＥＤの設置者がＡＥＤを使用した場合、その記録を残すことは法的に必要とされていない。	表１－⑸－① （再掲）
【実態】 今回、地方公共団体関連施設及び民間施設等の 89 施設におけるＡＥＤの使用状況を調査した結果、次のような状況が見られた。	
①　施設で心肺機能停止者が発生し、ＡＥＤによる除細動を実施したこと（除細動実施症例）がある施設が６施設、ＡＥＤによる除細動を実施しようとしたが、ＡＥＤによって除細動の必要がないと判断されたこと（除細動未実施症例）がある施設が１施設あった。	表２－⑸－①
②　このうち、ＡＥＤの使用に関する記録をとらなかったとしているところが１施設あった	表２－⑸－②

表２－⑸－①　ＡＥＤの使用実績

区　分	施設数	施設名
ＡＥＤによる除細動を実施したことがある施設（除細動実施症例）	6	①Ｅｈ、②Ｅｊ、③Ｅｋ、④Ｅｓ、⑤Ｆｃ、⑥Ｆｆ
ＡＥＤによる除細動を実施しようとしたが、その必要がないと判断されたことのある施設（除細動未実施症例）	1	①　Ｃｌ

表２－⑸－②　ＡＥＤの使用を記録しなかった事例

施設名	事例の内容
Ｅｋ	何年か前にＡＥＤの使用があったことは覚えているが、その記録は特にとっていない。このため、ＡＥＤを使用した具体的時期・時間等や状況の詳細は不明である。 現在、救急車を呼ぶことがあっても、特に記録していない。今後、ＡＥＤの使用があったとしても、その記録を行うことは考えていない。